

第 28 期（前期）東京都青少年問題協議会
第 9 回専門部会

平成 2 1 年 1 0 月 1 5 日（木）

都庁第一本庁舎 4 2 階北塔 特別会議室 A

午前 10 時 07 分開会

櫻井青少年課長 それでは、本日はご多忙の中、青少年問題協議会第 9 回専門部会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第 9 回専門部会を開催させていただきます。

なお、議事に先立ちまして、9 月 7 日付けで、当青少年・治安対策本部本部長の人事異動がございましたのでご紹介いたします。

新本部長の倉田本部長でございます。

倉田本部長 9 月 7 日付けで前任の久我本部長の後任として着任をいたしました、青少年・治安対策本部長の倉田でございます。

委員の先生方には、大変重要な課題につきまして熱心にご討議をいただいております、厚く御礼を申し上げます。

本日もどうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

櫻井青少年課長 続きまして、7 月の人事異動で参りました、青少年担当参事の浅川参事でございます。

浅川参事 皆さんおはようございます。7 月 16 日付けで青少年対策担当の参事となりました、浅川と申します。

今回の答申案もいよいよ煮詰まった段階にまいりましたので、あと一歩というふうに思っております。皆様方からいただきます答申をもとに、またさらに一歩でも二歩でも青少年健全育成のために前に進んでいきたいと思っておりますので、ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

櫻井青少年課長 最後になりますけれども、私も 7 月の人事異動で青少年課長になりました櫻井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、前田部会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

前田部会長 それでは、本日の審議のメインは答申案の審議ですけれども、その前に大葉先生から御発言の御要望がありますので、大葉先生、お願いいたします。

大葉委員 前回の専門部会での私の発言が、一部で誤解を生んでいるようで、複数の方々から様々なご意見を頂戴いたしました。

私の発言の主旨は、子どもの保護者たち、特に母親たちは、児童を性的対象にしている人やメディアが多く存在していることを知らずに育児をしているので、現状の情報を流し、子どもたちを守る力を強化させて欲しいという主旨で、「主流化してほしい」と述べました。

児童を性的対象とみなす方々で、ご自分たちを「性同一性障害と同じようなものだ」と主張する人がいる、と聞いた上での発言でした。

そのような方々がいるという事実は、子どもを守る保護者に知らされる必要があると思います。

前田部会長 ありがとうございます。それでは、答申案についてご審議をいただきたいと思います。

お配りいただいた資料について、ご説明をいただけますか。

櫻井青少年課長 それでは、お手元に本日の資料をお配りしてございますのでご確認をお願いいたします。

まず答申案でございますけれども、第1章、第2章、第3章でございます。ちょっと事務局のミスで、第1章が第1項、第2項に分かれているうち、第1章第1項の最後のページと第2項の最初のページが同じ18になっておりまして、これは大変申し訳ございません。よろしくご承知おき願います。

それからそのほかに、「後藤提出メモ」というふうに左上に書いてあるものが2枚ございまして、後藤委員作成のメモでございます。この趣旨につきまして、今からご説明を申し上げます。

前会の第8回専門部会の後に、3回にわたりまして起草委員会が開かれております。加藤先生、前田先生、後藤先生、吉川先生の4人の起草委員の方と、事務局のほうでご相談しつつ、この答申案をつくらせていただきました。

大筋といたしまして、このような答申になっておりますけれども、1点、「児童ポルノの単純所持」というところにつきまして、答申にどのように書き込むべきかという問題が残っております。児童ポルノの単純所持につきましては、先の国会でどのような議論がなされたかということと切り離しては議論できませんので、これまでの国会での議論につきまして、簡単にご説明をさせていただければと思います。

先の国会におきましては、当時の与党である自民党と公明党が先に児童ポルノ法の改正案を提出いたしまして、それに対しまして、それに反対する形で民主党が対案といたしますか、改正案を出した形となっております。

その差でございますけれども、まず対象物の名称と定義につきまして、現行の児童ポルノ法におきましては、「児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態」。第二号が「他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為

に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」。第三号が「衣類の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」ということで、自民党におきましては、この部分は改正の対象とはしておりません。

ただ、民主党におきましては、主に二号、三号ですけれども、「性欲を興奮させ又は刺激するもの」という部分が曖昧である、捉え方によっては主観の問題であるということ、ここではっきりさせるべきだという趣旨。それから、もともと「ポルノ」という言葉が風俗犯的なイメージを伴う。これはどういう意味かと申しますと、もともと児童ポルノというのは被害に遭った児童の人権の侵害であるという、そういう保護法益であるべきであるのに、ポルノというと、社会風俗を乱すといったイメージがありますので、その規制の範囲が広がり過ぎるのではないかというような趣旨であると思います。

それから、いわゆる「着エロ」という、協議会の議論にも少し出ましたけれども、一応隠されてはいるのだけれども、それが特殊な水着等であることによって、まさにそこが逆に強調されるようなものであっても、これにつきましては、今三号でなかなか読めないということもありますので、これをまさに含めるのだということ、名前を「児童ポルノ」から「児童性行為等姿態描写物」とする。

それから二号を改正いたしまして、殊更に児童の性器等を触り、若しくは殊更に児童の性器等が露出され又は強調されている児童の姿態であると。性欲を興奮させる刺激するものを除いて、逆に姿態としてどのようなものかということ強調されている。

それから三号につきましては、曖昧であるということ削除となっております。

これに対しまして当時の与党のほうからは、「性器等」という言葉は、性器・肛門・乳首であるという解釈なんですけれども、逆にこれが必ず露出されてなければならない、強調されていなければならないと限定することによりまして、例えば、後ろ姿のヌードであるとか、着替えを盗撮したものであって、ある意味十分に嫌らしいのでしょうけれども、別に強調されてはいない、露出していないというようなものが今では取り締まれるのに、今後取り締められなくなるという問題点、それから、そもそも「殊更」「強調」という言葉自体が非常に曖昧といえますか、個別事例によって、見る者によって変わってきますので、定義として適当ではないのではないかという批判がされておりました。

それから両党ともに、処罰範囲をある意味で広げるということになりますと、権利の濫用、国民の権利の更なる侵害にも当たるという考えから、留意規定といたしまして、本来のこの法の目的を逸脱して濫用するようなことがあってはならないということ、両党とも

新しく入れております。

それから処罰規定に関しましては、現在は他者に提供する目的での所持を含めました製造・所持・運搬・輸出入等、それから不特定の者に提供する、見せる目的での陳列につきましても処罰の対象となっておりますけれども、当時の与党案におきましては、何人も、みだりに、児童ポルノを所持してはならないということで、一般的な禁止規定を置きまして、これ自体には罰則はないのですけれども、他方、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持した者につきましても、新しく処罰するという、つまり正当な理由のない所持のうちでも、自己の性的好奇心を満たす目的での所持、いわゆる単純所持は罰則をもって禁止するという案となっております。

他方、これに関しまして、国会での議事の中では、民主党の方も、単純所持を違法化して罰則を加えなければならないという意見は民主党としても共有するというご発言があった上で、ただし、性的好奇心を満たす目的という主観的要件によりますと、捜査機関が勝手に捉えてしまうという運用に関する不信感、それから逆に、過度の抑制、やり過ぎと言われるのではないかと意識し過ぎて抑制的な運用に陥るおそれがあるという批判、それから、そういった好奇心を満たす目的かどうかという目的と、まさに実際自分でそうやろうと思ってそういう行為つまり所持をしたのかという故意の問題は、結局、自白によらなければわからないので、捜査機関による自白の強要やえん罪を生むおそれがあるという批判。それから、他者から敷地内で投げ入れられるとか、特にインターネット上の流通が激しいので、メールで勝手に送りつけられていた、誘いのようなものを間違えてクリックしてしまって所持してしまったという意図しない所持も、与党案では処罰されてしまうのではないかと批判がございました。

他方、こういったことを意識されました民主党案におきましては、みだりに、児童性行為等姿態描写物を有償で又は反復して取得した者につきましても罰するという、有償及び反復した取得という行為を罰するという案となっております。

ただし、これに関しまして、この改正の意図としましては、先ほど申し上げように、児童ポルノを、そういった性的目的で持っていることがいいという意味ではないと。ただし、こういった目的や所持の行為を自白に頼らずに立証しようとするれば、結局は入手したというプロセスを立証することになりますので、えん罪を防ぐ観点からは、入手という行為そのものを可罰的な行為として取り上げれば足りるという改正の意図が説明されておりました。

ただし、これに対しましては反対意見といたしまして、やはり有償・反復の取得に限るとすると、そもそも持っているということ自体は構わないということを経済が議論した上でそういう結論になってしまうと、そういった児童ポルノを持ち続けても構わないということを経済が認めることになるのではないのかと。

それから、有償又は反復の取得ということに限りますと、無償で1回で非常に多数の児童ポルノを取得する行為や、また逆に有償ではあるのですけれども、有償で他人に見せるだけ、取得はしないなり、そういった行為が処罰できなくなるということ。それから、そもそもこれまで児童ポルノを持っている人が過去に所持しているものは特に禁止されていないので、破棄しなくてもよいのだけれども、本当にそれでよいのかというような反対の指摘がございました。

それから現行児童ポルノ法は実在する児童だけを対象にしているのですけれども、児童ポルノに類する漫画等、漫画、アニメ、コンピュータに関して、与党案のほうでは、附則といたしまして、「政府は、漫画、アニメーション、コンピュータを利用して作成された映像、外見上児童の姿態であると認められる児童以外の者の姿態を描写した写真等であって児童ポルノに類するものと児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進する」と入っております、さらにこういったものに対する規制につきましては、「この法律の施行後3年を目途として、調査研究を状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいた必要な措置が講ぜられるものとする」という附則の案文が入っております。

この理由といたしましては、日本も批准しておりますサイバー犯罪条約では、擬似児童ポルノ、児童ポルノそのものではないのだけれども、それに近いものも児童ポルノとして扱うようにされている。それからゲームやアニメでもひどいものはひどい、同じような規制を実在の児童を被写体としての児童ポルノとまるっきり一緒にすべきだとは思わないが、エビデンスをそろえて、研究はしていかなければならないという立場が説明されておりました。

これに対しまして民主党のほうは、擬似の児童ポルノや漫画やアニメについては、仮に規制しなければならない状況であったとしても、保護法益が児童が性的な虐待を受けたことという個人的な保護法益である現行の法案、法律と、そういった擬似の映像が氾濫することによる弊害を防ぐという目的では目的に大きな違いがあるために、仮に立法する必要があるとしても、それは児童ポルノ法とは別の法律であるべきであるというスタンスから、与党案についての批判がありましたし、民主党案には、擬似児童ポルノに関する言及がな

いという状態でした。

このような国会での議論を踏まえまして、この答申案におきまして、単純所持の処罰化についてどのように触れるかにつきまして、現在の案におきましては、あくまで都として児童ポルノを排除するべきである、そういう機運を高めるべきであるということ、処罰化については、国際的な要請や取り締り規定の実効性を高めるためには、都だけで規制することよりも、国で規定すべきであるので、いわゆる単純所持の処罰化について、国に早期の取り組みを求めていくという文章になっております。

これに対しまして、後藤先生のほうから後ほどご説明もあるかと思えますけれども、直接条例で単純所持の処罰化を規定すべきであるというご意見ということで、今、その部分につきまして2本立てになっておりますので、本日議論を行っていただけるものと思っております。

それから1点だけ、申し訳ございません。児童ポルノの第2章のところなんですけれども、2ページなんです、「しかし、これまで捜査機関が幼児や小学生が水着姿でポーズをとった写真集を……『児童ポルノ』として摘発した例はない」という後の部分を、一昨日の案では、「16歳の少女が」云々というところは括弧に入れておりましたけれども、ここもわかりにくいので、括弧を外してしまって、最後のほうで、「……判決を受けた例があるが、このように特に扇情的なものでない限り」というふうに若干の修正をさせていただいております。よろしくご承知おき願います。

事務局からの説明は以上でございます。

前田部会長 児童ポルノの法改正、国会の議論の紹介を中心に、本体の答申案、1章、2章、3章はお手元に配って、メールでお送りしているということを前提にご説明いただいたわけですが、ひとつ起草委員会でも最大の争点として残っているのが、児童ポルノの禁止規定みたいなものを条例の中に都として盛り込むかどうか。後藤提出メモというのをお配りいただいているわけですが、一言、後藤委員のほうからご説明を。先ほどの櫻井課長の説明と併せてご議論いただきたい。先に本体の検討の前にご議論いただきたいと思っておりますので、ちょっとよろしいですか。

後藤委員 「後藤提出メモ」というものをお配りしていただいております。これは私が第1回目に説明をさせていただいたように、児童ポルノの問題については、世界的に、特に単純所持について規定をしていないのは日本とロシアだけになっているということ、あるいは国民の世論調査では、9割以上の国民が児童ポルノ単純所持の処罰に賛成している

ということからして、これも国民の意思であるということが明らかだと思えます。ですから、これは早急に規制をすべきであるというのが私の基本的な考えです。

ただ、それについてはもちろん国会で、法律でやるのが望ましいということは、当然私もそう思っておるんですけれども、6月の国会で審議はされたんですが、廃案になりました。その折には、自民党、公明党は、単純所持の禁止をするという法案を出したんですけれども、民主党は、先ほど事務局からご説明があったように反対をして、結局、廃案になったと。その後選挙がありまして、反対をしている民主党が国会で圧倒的多数をとってしまったと。そういう状況になってしまいましたので、国会での立法府での単純所持の禁止の実現は遠のいたというふうに私は考えております。

そこで都がどうすべきかということなんですけれども、これは国会がやらないなら仕方がないということでは済まないんじゃないかというのが私の考えであります。

ちなみに、奈良県では、4年前に条例をつくって既に禁止しているという例もございますので、国会がやらないなら都がやるというのが、子どもを守る責務を有する都としてあるべき姿勢ではないかというのが私の考えてございます。

以上です。

前田部会長 ありがとうございます。全体について、もちろん、きょう審議するわけですが、議論を整理するために、今の点についてちょっとご意見を伺って、一応原案には一定のものが盛り込まれているわけですが、後藤提出メモと申しますか、今の後藤委員のご意見、それから、もちろんその前の事務局の説明に対するご質問でもよろしいんですが、先にこの点、議論をしておきたいと思うんですが、どなたからでも、何かございますでしょうか。

メモはきょうこの場で配られたものなので、急にすぐ反応するよというのは難しいかもしれないんですが、ただ、会も終わりのめどが見えてきていますので、ある程度成案をつくっていかねばいけませんので、いかがでしょうか。

木村委員 確認させていただきたいんですが、事務局案の修正要請という紙があるんですが、単純所持を処罰する規定を設けることを報告書に入れられない場合に規定すべきであるという文言を入れるというのはどういうことなのかというのが。

後藤委員 これは受け入れていただいているんですかね。

櫻井青少年課長 はい、そのつもりであります。

後藤委員 私の第一次的な意見は条例で規定すべきであるということなのですが、それ

が通らないといえますか、協議会でそれが多数にならない場合には、こういう趣旨のことを入れてほしいという趣旨でございます。

木村委員 報告書の中に規定すべきだという提言をすることを、ここでは修正要求として出されているという理解でいいですか。

後藤委員 そうですね。条例でですね。要するに単純所持の処罰ではなくて、責務規定といえますか、そういうものとしてという趣旨でございます。

前田部会長 では、課長のほうから。

櫻井青少年課長 事務局からのご説明が足りませんで申し訳ございませんでした。

後藤委員から後藤提出メモということで2枚いただいておりますけれども、今ご指摘のありました修正要請というところに関しましては、単純所持を処罰する規定を設けることを報告書に入れるか入れないかはきょうのこの場でのご議論で決することだと思っておりますけれども、いずれにせよ、ここで修正要請ということで3点入れられたことは、非常に重要なことであるというご指摘であるかと思われましたので、この3点につきましては、それぞれ、このままの文ではないといたしましても、このご趣旨は最大限といえますか、もう既にこの案には反映しているということでご理解をいただければと思います。

前田部会長 ですから、ちょっと筋が見えにくくなって申し訳なかったんですが、ポイントは、その前のところの後藤メモの法改正といえますか、単純所持の処罰規定みたいなものを条例に盛り込むかどうかのところ、きょう決着をつけて前へ進まないと時間的に苦しいですので、そのご意見をいただいて、起草委員会でどうするかというのを決定するよりは、やはりオープンに専門部会でご意見を踏まえて、ここの決定として前に進んでいきたいという趣旨でございます。

私のほうから発言するのは、ちょっと控えたほうがいいのかもしいのですが、この児童ポルノの法改正のときの国会に私も政府・与党側から参考人として意見を言った側なので、その意味の縛りも出てきてしまうんですが、確かに民主党も児童ポルノを規定しなきゃいけないし、単純所持も本当は処罰したいのだけれども、法的にいろいろな問題があるのでこの程度にというようなことでとまっているわけですが、ただ、今の政治状況を考えたときに、都議会も民主党が多数を占めていると、そのときにここの場でこういう提言をして、条例の中に国の民主党案と正面からぶつかるようなものを盛り込んだ条例を都議会が通してくれるか。また、そこで議論を呼んで、要するにマイナスが生じないかという懸念なんですね。議論としては。

趣旨として、個人の意見としては、全く政府与党案が正しいというか、単純所持を処罰すべきだから、私は意見を開陳しに国会まで行ったわけですがけれども、今の段階でこの委員会として提案する中に、具体的な条例まで入れ込むのはちょっと厳しいと判断したので、起草委員会では私はそういう意見を申し上げさせていただいて、原案としては、そういうものを盛り込むことはしなかったという形になってはいますが、後藤さんのご意見として修正要請のような形でまとめていただければ、4分の1歩かもしれないけれども、その方向で前に出られるんじゃないかと考えています。

きょうは専門部会の皆さんの全員のご意見のもとで前に進めていただきたいという趣旨ですので、もし意見があれば出していただきたいということでございます。

徳本委員 後藤先生の反映済みとなっている修正部分について、先ほどご説明をお伺いしまして、責務規定というか、努力義務規定というか、そういう形で規定すべきであるという趣旨であるということと理解いたしました。その場合、行政側の規定を踏まえた何らかの対応というものがどういうものになるのか。とられるのか、それとも規定するだけということになるのか、場合によっては、ソフトな手法ですね、行政指導のようなことも行われていくのかどうか、その点についてどういう形なのかをお伺いさせていただければと思います。

前田部会長 後藤先生、先に。

後藤委員 今のご質問につきましては、私としては、都民に対する責務というか、心がけみたいなものが規定されれば、それに対応して、都のほうにもそれを支援するといえますか、それを進める方向での何らかの責務なりが規定されるものではないかというふうに思っております。

前田部会長 では、課長のほうから。

櫻井青少年課長 第2章の7ページあたりに該当部分を書いておるところなんですけれども、まず、都としての姿勢といたしまして、上のほうですけれども、4行目の後半からになりますが、「児童を性的対象として扱うこと、児童を性的に搾取し虐待することや、これを助長する行為は、社会的に是認されるものではなく、これを決して許さない」。このままかどうかももちろんわかりませんが、こういった姿勢をきちんと明確にした上で、具体的にどのような取り組みをするのかといいますと、都といたしましては、例えばですが、こういった児童ポルノを含めた児童を性的対象とする行為及びこれを助長する行為の追放・根絶に向けた機運の醸成と環境の整備に務める義務を都の責務として規定すると、

それから都民や事業者についても、こういった風潮の根絶に取り組む、都民も事業者もそういう風潮の根絶に取り組むべきであること、それから処罰ということではないんですが、児童ポルノを製造・販売・所持してはならないと、ここは明確に都民、事業者に規定で求めるということが考えられます。

それから、具体策といたしましては、やはり都といたしましては、児童ポルノを青少年から遮断する、青少年はもちろんであり、一般人からも遮断する取り組み、このためには児童ポルノ画像の削除やブロックの推進する取り組み、それから児童に対して、そういった児童ポルノ等に巻き込まれないような危険の所在とこれを回避する術を具体的に教えるような被害予防教育や啓発、それから都民に対して児童ポルノは「見ない、売らない、作らない」ということを訴求するような啓発といった具体的な活動が想定されると思います。

さらに協議会の議論でも以前ご指摘があったと思いますけれども、児童ポルノ法において既に国や地方公共団体に被害児童の保護、支援といった規定がポルノ法にも置かれておりますけれども、これを踏まえて都が具体的に何をするのかということをより明らかにするという意味で、条例等におきまして、児童ポルノに係る被害者の支援に関する都の責務を規定するということともに、具体的には、児童やその関係者は、児童の性に関する被害やトラブルについて相談しやすい体制を確保する、相談に基づく心のケアを行う、プロバイダ等に、本人が削除しにくい、また、そこまで年によって削除する能力がまだないという場合におきまして、削除依頼の要請を代行したり、削除依頼の方法を表示する、それからネット上における児童ポルノの削除やブロックに関する事業者へ働きかけを行うといった積極的な取り組みを推進するということを想定しております。

徳本委員 ありがとうございます。行政的な対応が中心になって、今お伺いしたところによると、かなり積極的に何らかの対策がとられていくというふうに思いました。ありがとうございます。

前田部会長 ありがとうございます。ほかに何かご質問は？

特にご意見がなければ、先ほど申し上げた点というか、今ご質問があった点も含めてですけれども、足して2で割ったことにはもちろんならないと思うんですが、現段階として東京都がというか、青少協の専門部会が提案していくものとして、単純所持の処罰規定を盛り込むのではなくて、行政的な対応で可能なものを最大限追求するという道を選ばせていただきたいと。後藤委員には本当に恐縮なんですけど、その線でこの問題は一応乗り越え

たということで、次の案の審議に入ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、若干強引なところがあって申し訳ないんですが、そういう形でこの原案それを盛り込んで書かれていること自体、申し訳ないんですが、この案の審議を、ほかの部分を含めてご指摘いただくところを出していただいて、次回は議員の方もいらっしゃる拡大専門部会になるわけですね。

櫻井青少年課長 はい。

前田部会長 ですから、それに向けて、それぞれのお立場から問題点をご指摘いただければと思います。1章、2章、3章、どの部分からでもよろしいですので、何とぞよろしくお願いいたします。

では、野田委員、お願いいたします。

野田委員 1章について意見を述べさせていただきます。

ネットや携帯の有用性にも配慮をして、一方で問題点を適切に分析をしていただいて、非常にいい答申になっているかと私個人的には思っております。

ずっと保護者の視点というのを主に感じてきているんですけども、やはり保護者の中に非常に個人差があるというところ、子どもと毎日接している、指導していかなければいけない、監督もしていかなければいけないという立場の保護者に対する啓発活動というのが非常に大事だと思っています。

ただ、ここにも書いていただいていますように、その立場によって、なかなか勉強会にいけないような保護者もいるということもありますので、行政のほうからも文書を出すと、保護者に学校全体に文書を配れるようにするとか具体的な対応は考えていただきたいと思います。

あとは、事業者へのアプローチのところ、30ページぐらいにあると思うんですけども、売る際に注意喚起や啓発の資料などを出していただくとというのが具体的に何が有効かというのを考えた場合に、非常に有効ではないかと思っています。ただ、事業者の立場というのが営業が主な観点になってくるかと思っていますので、そこは社会問題として事業者も捉えていただいて、適切にネットや携帯を使っていけるような啓発活動を売る段階でしていただくというのが非常に有効ではないかと思っています。

具体的にここに何か盛り込んでいただきたいというよりは、私が読ませていただいて、問題に思っているところが非常に適切に盛り込まれていますので、全体としてこの内容でよいかと思っています。

ありがとうございます。

前田部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どの部分でも結構です。

内山委員 全体として、私もとてもよく書けていると思いました。ただ、実際問題として、本当にこれがこういう提言をしてどのくらい実効があるのだろうかというところ、とても気になる場所ですので、具体的な行政施策みたいなのが、本当はこういうことをするといいたいよというようなのが若干入ると、今おっしゃられたようなのがちょっとほしいかなという感じはいたしました。行政的に云々ということ書かれてあって、その具体策ということです。

それから、2ページなんですけれども、真ん中より下のところに、下から2つ目のブロックなんです、「性病や性犯罪被害」という記述があるんですが、今「性病」という言葉よりは「性感染症」という言葉のほうが一般的には使われているかと思うので、これは変えていただきたいかなと思いました。

前田部会長 ありがとうございます。性感染症の件は、そうやって直していただいでよろしいですね。

具体的施策の盛り込みの件はなかなか難しいのであれですけどね、そういうご指摘があったということで。また、かなり大きなものというのは、スペースをとって書き直すというのはなかなか大変なるかもしれません。可能な範囲で次の拡大専門部会までに、今度議員さんが入るところまでにそういうものが少し書き込めたら、これ自体は先ほどのご意見にある意味でつながるので、ご異議がある方は少ないと思います。ただ、実際に案を書き込む側としては、ちょっと難しいかもしれないので、可能な限りで努力ということでお許しいただきたいと思うんですけれども。

ほかにいかがでしょうか。

では、吉川委員。マイクをお願いします。

吉川委員 今の具体的施策という部分について参考までにとということで、今、私が参加している安心ネットづくり促進協議会の中のコミュニティサイトの検証部会での議論の大雑把な状況についてお話ししたいと思います。大きく分けて2つの対策を考えています。

1つがコミュニティサイトを青少年を探す場所として悪用しようとするような犯意ある者に対しての予防的取り組みなんです。

対策として大きく3つあるんですけれども、1つ目が青少年が検索対象とならないよう

に検索機能に制限をかけたり、あるいは多数の児童に対して、同時に大量のメッセージを送って釣ろうとするような行為に対して、同時多数送信の制限をかけたり、あるいはそういうことを頻繁に行っているユーザに関しての情報を事業者間で共有して、排除していくというふうなことですとか、それから子どもが年齢を詐称して入ってくるということがそもそも青少年被害の発端にもなるので、そうさせないための年齢認証について、携帯電話事業者が持っている年齢情報をどういうふうにコンテンツ事業者に情報提供するかということについて、総務省を含めて検討を始めています。

また、対策の2つ目は、メッセージの内容の監視についての可否ですね。電子メールの場合に通信の秘密に当たるということで、ISPなどが監視するのは難しいんですが、コミュニティサイトの中で利用していただくメッセージというのは、ある意味コミュニティサイトの事業者と利用者との規約で、そこを見ますよと説明しておけば、特に電気通信事業法の通信の秘密の侵害には当たらないんじゃないかというふうなことで、既にそういったことをしている事業者もあったり、そこに対してかなり慎重な事業者あったりするので、それぞれの事業者間で統一な対応が図れるように議論を進めていこうと考えています。

また3つ目は、自分たちのサイトの中だけでいくら監視を強化しても、例えば、あるゲームサイトの中でプロフィールサイトへのリンクを張って、そちらのほうに誘導することで自分のメールアドレスを教えるというふうな行為について各事業者間単位では防ぐのが限界があるということで、そういった外部への誘導による誘い出しに関しても、制限していくようなことも考えております。

それからもう一つは、青少年を被害者にさせないための予防的取り組みなんですけれども、これはまた3つほど対策がありまして、1つ目がフィルタリングの利用を原則化して、解約を最小化する取り組みについてもキャリアのほうで具体的に詰めていくということ。また、フィルタリングの利便性の向上をさせつつ、その安全性が損なわれないようにしていくことです。

また、2つ目の対策としては、新規のユーザに対しての機能制限ですね。あるゲームサイトの方の調査によると、被害に遭う児童というのは、そのサービスを利用し始めて1カ月に満たないような新規ユーザらしいんですね。そういった新規ユーザ、経験値の低いユーザだとか、無防備なユーザがどうしても被害には遭う傾向があるので、そういった人を守るための対策です。例えば最初の1カ月間は危険なので、メッセージだとか、検索機能を使えないようにすると。その間に学習機会を提供して、安全に利用していただけるよう

な知識を身につけてもらうとか、あと年齢に応じたゾーニング。これも年齢の確認がきちんと行えるという前提での効果のある対策だと思うんですが、併せて年齢確認の方法と並行してこれも進めていくと。また、これらとは別に、自ら性交渉をしようとするような非行少年少女に対しても、これは書き込み内容の監視化だとか、機能の制限などで対応していこうふうなこと、かなり具体的にこれから事業者が自主的にやっっていこうとしているというこのご報告です。

前田部会長 ありがとうございます。この答申案でどこまで具体的な対策が書き込めるかというのはちょっと難しいところだと思います。ただ、可能な限り読み手の側から見て具体策につながるようなものを頭出しできればと思うんですけれども。

ほかにいかがでしょうか。

では、住田委員、お願いします。

住田委員 私、この会議に出るたびに親としてのことを随分言い続けてきたと思います。親が責任を持たなくてはどうするのという話をさせていただいてきたつもりです。その辺をととてもよく書いていただいて、私は感謝申し上げる次第です。やはり保護者の責任というのは絶対のものだというふうに私は思っておりますので、大変うれしく思います。

ただ一つ気になったのは、内山先生と同じなんですけれども、行政側として何ができるのか、何をやってほしいのかというのは1つ、2つ明確に出しておく必要があるのではないかと、そのほうが都としてもやりやすいのではないかとというような気がいたしました。

以上でございます。

前田部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 内容的にはこの会議で話し合われたことや、いろんなことがよく載っていていいかなと思ったんですが、まず、一番最初に気になったのが、中身の中で要請するという部分がすごく多かったと思うんです。答申という形式の中で要請するというのはもちろん大事なことだと思うんですが、いろんな問題が大きくなってきた中で、それよりもう一歩踏み込んだ形で表現を出していったほうがいいんじゃないのかなというのを感じました。例えば、違反業者に対する罰則等の強化や、都条例の強化等も、これは答申としては言っ

ていってもいいことじゃないのかなということは感じました。

また、せっかくこの会議に都の教育庁の方も見えていますので、そういった中で具体的な施策を入れるとした場合に、児童ポルノもみんなそうなんです、いろんな問題が周知

されていないというか、広報努力がちょっと足りないなというのが一般的な考えじゃないかなと思うんです。都の教育庁のほうから区立の小中学校、また都立高校も全部に発信できるようなシステムや、そういったことを含めて具体的なことをもうちょっと盛り込んでいただいたほうがいいのかなという気がしましたので、よろしく願いいたします。

前田部会長 ありがとうございます。事務局のほうでよろしいですね。可能な範囲でももちろん、要請するという言葉の重みも、この答申で書くと、それなりに重みがあると思うんですが、もうちょっと強いものにできる部分は直していきたいとは思いますが、

ほかにはいかがでしょうか。

もう一つ、第2章のところも、第1章の話が中心になりましたけれども、何か問題があれば出しておいていただいて。2章について一番大きな部分については、既に先に議論したという面はございますけれども、いかがでしょうか。

木村委員 本当に瑣末なことで申し訳ないんですけども、第1章の3ページなんですが、私も全般的に大変ご努力いただいてとてもよい答申案になっているのではないかと。ただ、先ほど来委員の先生方がおっしゃられているように、具体的にもうちょっと踏み込める部分がもちろんあればというふうに思うんですが、その中でも、できる限り書き込んでいただいていると思って大変感謝をしております。

それで第1章の3ページのポジティブな影響のところ、受け取られ方がどうなのかなと思ったところで、ポジティブな影響の段落の一番最後の文章が「また、疾病等で他者との交流が困難な青少年にとっては、メールやコミュニティサイトが精神的支えとして機能するなどのポジティブな面を持っている」と。これは、こうした青少年だけじゃないはずだから、かえってここは限定しなくてもいいのかなというふうにちょっと思ったので、この点は事務局のほうで少し考えていただければというふうに思いました。そこだけでございます。

前田部会長 わかりました。確かに疾病、それから交流困難な青少年に限ってポジティブな面があるようにも読めてしまいますので、ちょっとこれは申し訳なかったです。すみません。

ほかにはいかがでしょうか。

吉川委員、お願いします。

吉川委員 起草委員の立場なので、別にこの答申案に対して意見はないんですけども、

先ほど要請についてのご意見もあったところなので、私もふと気づいたことが1つあるのですが、例えば、22ページの上のほうに、キャリアとかに対して、ネット・ケータイの利用状況を管理できるサービスの普及だとか、子どもが安心して利用できる携帯機種の提供の推進について要請を行うというのがあるんですが、ここも具体的じゃないといえば、具体的じゃないんですね。実際に要請を行う段階では、都のほうで具体的なことを要請していただくことになるかと思うんですが、今私が個人的に気づいたことについてお話ししますと、先日、娘の携帯電話の機種変更に行ったときに思ったことなんですが、まずドコモさんの場合、アクセス履歴確認サービスというのがあるので、早速それを使ってみようとして申し込んだんです。家でやろうとすると、まずアクセス履歴を確認するためには、ワンタイムパスワードというものの発行を受けて、そのパスワードを入力して初めて確認を画面に入れるんですが、そのワンタイムパスワードの送り先が子どもの携帯電話のアドレスにしかいかないんですよ。そうすると、一々子どもの携帯を借りてパスワードを確認しないと、親がアクセス履歴の確認ができないと。これだと子どもにばれちゃうじゃないかと率直に思いまして、保護者が子どもに気づかれずに確認できるようなものじゃないと、実際には実効性がないのかなと思いました。

あと、機種変更するにあたって、当初はキッズ携帯と呼ばれているもの、機能限定携帯を見に行ったんですが、ドコモさんの場合は1種類しかなくて、これから中学に上がろうという娘にとってはあまりにも子どもっぽすぎて、やはり抵抗があると。防犯ブザーの機能がついていたりという長所は多少あるんですけども、実際のところ、子どもが持ちたがらないということであれば結局普及は進まないの、デザイン的にせめて中高生でも納得してもらえるようなものをこれから新たに追加していただくというふうなことも具体的にご提案していただければなと思います。

以上2点です。

前田部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

事前にメールでお送りしているといっても、なかなか細かい点に関してのご発言は難しいかもしれないんですが。

野田委員、お願いします。

野田委員 第1章の20ページのウの(ア)のところのひとつ具体的な制度の提案になっているかと思うんですけども、推奨基準を策定する機関と認定する機関を別途のものとして都が携帯電話を推奨していく制度ということなんですが、多少議論はされたかと思う

んですが、もし少し具体的なことで、これ以上にお話しただけることがあれば、お願いできればと思います。

前田部会長 お話は書き込めるかということですか。

野田委員 いえ、内容についての質問です。書き込みはもうこの程度でいいと思うんですけれども。

前田部会長 これは課長というより、起草委員にお伺いしたほうがいいかもしれないですが。20 ページのこのところですね。何か。

吉川委員が、事務局のほうでご説明いただけることはございますかね。

櫻井青少年課長 どのような基準にするか想定しているかというようなお話でしょうか。

野田委員 具体的にもしもう少しご説明いただけることがあればという趣旨だったんですが。

櫻井青少年課長 どのような基準とすべきかというのは、技術的な問題もあるかと思えますし、現在、実際にあるものも踏まえて検討しなければいけないと思ひまして、ご参考といたしまして、健全育成審議会のほうでは、不健全図書指定等を行っているという話は以前にもされているかと思ひますけれども、あちらのほうは、都の規則、条例にもある程度の、例えば「著しく性的刺激を喚起するもの」といったような条例上の言葉、それが具体的にはどのようなものが当たるのかということも、都の規則のほうで詳細に定めておるんですけれども、これに関しましては、すべてが都の中で決められるものでもないであろうと。やはり技術基準とか、技術水準等を勘案いたしまして、専門家の方の知識をたくさんお借りしていかなければいけないということ、それから、当然、随時技術が加速度的にアップしていくものですので、基準もこまめに見直していかなければならないであろうという意味で、こちらにつきましては、策定機関と認定機関は別途のものとするというふうに書かせていただいております。

どのようなものが推奨基準になり得るかというのは、逆に言いますと、あまり技術的に細かいことを書き込みすぎてもすぐに古くなってしまったり、妥当でなくなってしまうので、ある程度、例えばですけれども、小学生向けにはメールが使えないなり、そういった大雑把な基準になるとは思ひますけれども、そこを実際に策定するということを踏まえて、どのような書き方が適当かというのは、十分に専門家等ともご相談していきたいと思っております。

そのような答えでよろしいでしょうか。申し訳ございません。

前田部会長 よろしいですか。

ほかに何か。

大葉委員、お願いします。

大葉委員 ほかの委員の皆様と同じく、保護者の方々に対する対策を強化していくということが述べられていて、非常に積極的でいい方向に受け止めていただけたものになったと思います。

この20ページのこととちょうどお話が進んでいたのも、同じく1章の20ページの「保護者へのアプローチ」、ウの(イ)のところ。「他人に迷惑を与えた青少年の保護者に対し、責任の自覚を促す。」という、この「責任の自覚を促す」という言葉は方法論が曖昧な印象です。具体的なほうが保護者の皆様の中で注意深くなるのではないかと思います。「自覚を促す」よりも最後の「指導・勧告を行う」という言葉を採用してもよいのではないのでしょうか。

前田部会長 それを直して、事務局としては問題ないですね。そういうふうに文章を直すということは。

櫻井青少年課長 よろしいかと思えます。

前田部会長 ほかにご指摘いただくことがあれば。

新谷委員、お願いします。

新谷委員 今の点ですが、誰が指導・勧告を行うということになるのでしょうか。保護者に対して、そういう責任というものをきちっと書き込むという意味でしょうか。

前田部会長 大葉委員がおっしゃった趣旨は、都がということですかね。都のどの部局ということまでは。

新谷委員 都が青少年に指導・勧告を行うと。

前田部会長 いや、保護者に対してということでしたよね。

櫻井青少年課長 「指導・勧告」という言葉ですので、都がということによろしいと思えますけれども。

新谷委員 都が保護者に対して。

前田部会長 ですから、さっき私もちょっと気になったので申し上げたんですが、どの組織の誰がどういう基準によって勧告、指導とか勧告というのは結構強いものになりますので、だから、基本的にそういう方向性の制度を考えていくということ自体は、異存はないんですが、何か新谷委員。

新谷委員 ちょっとそこがまたいろいろな議論が、質問が保護者のほうから来るかなと思いましたが。またどこに書き込んだらいいのかわからないのですが、事業者へのアプローチ具体的な方策ということですが、事業者へのアプローチというのが、フィルタリングの面とかいろいろ書いてあります。もしこういうことがあったら、都はこうするというようなのですが、結局、サイト運営会社とか、事業者とかに対して、私たちが一番困っているのは、SNSサイト等を媒介して、悪意のある人間が子どもの住んでいる場所とか、年齢、性別を特定して、そこに対していろんなアプローチができてしまうことです。いろんなサイトで検索機能がそのまま。とにかく検索しようと思ったら、それはうそか本当かわからないのですが、例えば児童が正直に、東京都の12歳の女の子で好きなものはとか、血液型はとかを書くと、全部バーッとわからないうちに自分のプロフィールになってしまって、それが検索しようと思ったらすべて検索できるというサイトもあります。ですからいわゆる特定のターゲットをねらったターゲティングができないようにすることも、努力義務とか、留意義務とか、検索できないようにする配慮ということも、ひとつ子どもたちを守ることになるのではないかと思うのです。何かトラブルがあったらではなくて、問題や事件がおこる前に、事業者がそういった点を留意することで子どもを特定できないようにしてほしいということと、簡単に特定できるようなサイトを優良サイトとはしてほしくないと思います。そういった視点を入れていただければ非常にありがたいと思います。

それから、知らずに料金がかかることが、今問題になっています。無料広告を信じて子どもは無料無料と言いつつ、どんどん実際お金を使ってしまい、親が請求にびっくりということが報道されています。実際にそういったことが多いので、その点にも配慮するというようなことを、もう少し強く書き込んでいただくとありがたいと思います。

前田部会長 ありがとうございます。これもどこにどう入れ込んでいくかという問題もありますけれども、そういう問題点の指摘は入れておいたほうがいいと思うんですが、住田委員、さっき手を挙げかけられて。

住田委員 大葉先生のご意見に、私もそうだ、そうだとうなずけるところがあるんですけども、答申文としてはあまり強過ぎるし、どこがどうやるのだということもあるんで、この答申の中で「責任の自覚を促す。」という言葉にしておいて、東京都でしっかり考えていただくように私たちももう一回見つめていくという、私たち青少年問題協議会の委員というのは、そういう役目も負っていると思うので、その辺も私たちが果たしていくということでもいいのではないかなというふうに私は思っているんですが。

前田部会長 さっきもちょっと議論したんですが、指導・勧告というのを誰がどういう形で詰めていくと、そこのところは最終的に次回で文案をお示しする形になると思いますけれども、ご趣旨はそんなにずれていないと思いますので。ただ、もとのだと具体性がないというか、積極性がないように見える、それを何とか直せないかということと、逆に指導・勧告というと、また足元をすくわれるといいますが、じゃ、誰がどうやって、具体的な法的根拠はどうやってつくるつもりかみたいな話になりますので、そこのところはちょっと丸めるかもしれないので、急にはお答えできない面もあるので、次回のところまでに案をまとめていきたいと思います。大葉先生のご趣旨も最大限生かしながら、その方向でやっていきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

恐らく第1章も相当議論して力を入れて書いたんですが、児童ポルノの部分について、一番反応が来てしまう可能性はあって、そこのところをもう一回注意深く見直して、途中の議事録に関してあれだけ過激な反応が出てきてしまうということは、答申案についてこれを公にしたときに、この言葉尻を捉えて、かなり悪意に満ちた曲解みたいなのところもあると思うんですが、そういう議論をする人たちが注目して見ているものだということは前提にまとめていかなければいけないと思っております。

ほかに何かご意見いかがでしょうか。

先ほど言葉が足りないのであれですけれども、今までもそうだったんですが、そういう脅し的なものがあって怯んで中身がシュリンクするということを認めるという趣旨ではないんですけれども、無用な足を引っかけるような人たちが引っかけにくいようにしておくことが大事だということを申し上げたつもりなんですけれども。

先生、何かいかがですか。

加藤副会長 個別具体的にないんですけれども、今のインターネットの問題やなんかのネットいじめのなんかのことがいろいろ出ていましたけれども、この間アメリカに行ったときに、大学で「ネットいじめ」という言葉とか、「学校裏サイト」とかという言葉を聞いてみたら、いわゆる普通の人たちは知らないんですね。「ネットいじめ」という言葉は、我々市民は学校裏サイトもみんな知っているし、一般の新聞にも出ている言葉なんですけれども、知らない。具体的にはサイバーリングというんでしょうけれども、それもたまたま『サイバーリング』という本が出ているだけで、別にその本がベストセラーになったわけでもなければ、人々が注目して専門家が読んでいるわけでもなくて、あんまり問題にな

っていない。『サイバリング』という本を正確には読まなかったんですけども、その著者なんかには言わせると、要するに「ネットいじめ」も「いじめ」も基本的には同じ事柄なんだというようなことで。それと、第2章の児童ポルノで後藤委員の話を伺っていると、日本とロシアだけが単純所持について罰則がないというようなことでしたよね。

この2つの問題を通じて考えるのは、日本の社会のゆがみを象徴している問題というのはいくつかあると思うんですが、この2つのことがそのうちの1つに入ってくるのかなど、諸外国に見られないことなただけけれども、日本の社会にとっては非常に深刻な問題であるというようなことだろうと思います。

後藤委員の発表のときに、「ああ、なるほどな、やっぱりそうなのか」と思ったんですが、児童ポルノを見ている方が非常に真面目なサラリーマンが多いということをちょっと言われましたよね。そうなんだなと思ったのは、恐らくそういう方は真面目なサラリーマンで仕事熱心で、仕事上の義務、責任感は強くて、社会・表面的に見ると大変りっぱなんでしょうけれども、それが心理的に言うと非常に危険な土台の上に立っている。表面はうまくいっているんだけど、本質的な部分をとると、かなり危険な土台の上に立っている人たちというのがいて、それがどうも諸外国に比べると日本に多い気がする。そういう点でこの2つの問題は、これから我々が拡大専門部会を通して、総会を通して答申に出すわけですけども、そういう意味で単純所持を罰するか罰しないかということの議論も非常に重要なことですけども、やはりインターネットをこういう形で規制すれば、あるいはこういう形で罰則すればいい、あるいはこういう形の機能を制限したものを出せばいいという、そういうことを議論して、そういう対策を立てるのは非常に重要ですけども、そういうことだけでは解決ができない問題をはらんでいるということも我々は同時に認識しないと、出てきた表面のことで、これで対策を立てて、それでおしまいだと おしまいということもないですけども、すべてうまくいくということではないんだなという感じを持ちました。

前田部会長 どうもありがとうございました。ほかに答申案についてはいかがですか。

特になければ、先ほど申し上げたように、きょう、パッと出てきたところがあって、起草委員はずっと議論してきたわけですけども、今までの議論からちょっと間をおいて、そのところでまだ議論が煮え切らないというか、半生のところがあるかもしれませんけれども、次の拡大のところでもたご議論いただければと思います。できれば、なるべくまとまった案に固めていきたいと思うんですが、きょういただいたご指摘を可能な範囲で、

より具体化するとか、より積極性を持ったものにするとかというようなことを踏まえながら、きょうのところは基本的にこの大筋で、あとは微調整という言葉がちょっとオーバーなんです、直していった案にまとめていくと。一番重要で、きょうどうしてもお集まりいただきたかったのは、児童ポルノの単純所持的なものを条例の中に書き込むような答申にするかどうかというところは、皆さんお集まりいただいたところで前に進みたかったということでお忙しい中お集まりいただいたんですが、先ほどの議論のような形で答申案をさらにブラッシュアップして、皆さんのいただいた話を踏まえて前に進みたいと思いますし、一定の方向づけができたと思います。

あと時間としては予定の時間よりはちょっと早いんですが、事務局のほうから最後に何かお話しいただくことがありますか。

櫻井青少年課長 今後のスケジュールの話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

吉川委員 その前にひとつ。

前田部会長 じゃ、その前に吉川委員から。

吉川委員 先ほどどなたかからか料金の過度の費消の問題についてのご意見があったかと思うんですが、改めて私もよく見てみますと、例えば第1章22ページのところとかで、事業者へのアプローチとして課金上制限などについては触れているんですが、これはあくまで携帯電話事業者に対してのことなんだろうなというふうに感じていまして、例えば、公式サイトを利用している子どもが、その公式サイトで有料のアイテムを購入したりする場合に、料金というのは後で携帯電話事業者からの請求書と一緒に来るんですね。そうすると、親が同意をしなくても、子どもが自分の意思でぼんぼん買っちゃって、後で親が請求書を見てびっくりと。ただ、異議を申し立ててもなかなか返金がされないというふうなことがあるのかなと思いますので、この課金上限というのは通信料のことを想定しているんだと思うんですが、それプラス公式サイトなどの料金を収納代行するようなこともされているので、そういった子ども向けの有料サービスについても、それが過度に高額にならないような配慮ですね、これをコンテンツ事業者に求めるべきなのか、キャリアのほうに言うべきなのかちょっとよくわからないんですが、この一文も追加したほうがいいのかと。多分、この事業者のアプローチというのは、携帯電話事業者に限っているわけじゃないですものね。

櫻井青少年課長 確かにおっしゃるとおり、文脈上、ずっと携帯電話事業者のことを踏まえた文ですが、もう少しはっきりと「携帯電話事業者以外にも」というようなことで

よっと入れたほうがいいのかもかもしれません。

吉川委員 そうですね。特に携帯電話を利用する上でのパケット料だとかというのは、定額制とかなっていて、あまりそっちのほうの問題はなくて、むしろ有料サービスのほうの後払い式の代金のほうが問題になっている部分があるようなので、そこを明示的に入れていただいたほうがいいかなと思いました。

前田部会長 では、木村委員、お願いいたします。

木村委員 今の吉川委員のご指摘ごもっともだと思ひまして、料金の問題も、これはどちらかといえば青少年の性的な被害のほうに重点が置かれていますけれども、課金の問題はやはりある程度は盛り込んでいただいたほうがいいかなと。そのときに、先ほど新谷委員のほうからご指摘になったように、無料ゲームサイトでアバター等で収益を挙げるモデルという形になってきているので、そのときに、新聞なんか読みますと、保護者の方が無料だと思って安心して遊ばせていたというような発言を目にしたことがあるんですね。でも、そもそも、ただでそんな遊べるわけではないというようなこと、そこはビジネスモデルが必ず背後にあるはずなので、私たちは情報ネットワーク社会では、保護者も含めて消費者と子どもたちにそうした社会の仕組みというもの自体も知識を持ってもらわないといけないかなというふうに思う部分がございますので、事業者側のほうと同様に、情報モラル教育やメディアリテラシー教育の中にそうした観点も少し取り込んでいただけるといいかなというふうにちょっと思いました。

以上です。

前田部会長 ビジネスモデルというのは、私なんか耳が痛い話で、テレビであれだけ無料で遊べます、ゲームでこれってあれだけ流されると、儲からなくてどうしてあんなにやるのかな、でもただなんだろうなと思ひ込んでいましたから。やっぱりそういうことの啓発の仕事も重要で、子どもが被害に遭う、もちろん今まで書いた性的な問題とかいろいろ重要な部分がありますけれども、併せてぜひ書き込んでいただくということによろしいでしょうか。

こうやって詰めていけばまだまだ、完全なものにするためにいろいろなお提案かとあろうかとは思いますが、タイムリミットいいいますか、スケジュールがあると思ひますので、大体の今後の予定を事務局のほうからちょっとご説明いただけますか。

櫻井青少年課長 今後ですけれども、次の大きな行事といたしましては、拡大専門部会を開くということになると思ひます。ですので、それが恐らく今から考えますと、11月の

上旬から 11 月の中旬ぐらいに設定をしたいと考えておりました、それまでの間に今各委員会からご指摘いただきました事項等を鑑みまして、答申案を事務局のほうで修正させていただくとともに、起草委員の皆様方にもお諮りしつつ、拡大専門部会にかける案を固めていきたいと思っております。その際に起草委員会という形でまた会を開くのか、メール等のやりとりにするのかにつきましては、また起草委員の先生にご相談させていただきたいと思っております。そういった形で最大限に今おっしゃったような具体的な事項等を盛り込みつつ、再修正を加えましたものを 11 月におきまして拡大専門部会にお諮りいただく、そしてその後パブリックコメントを実施いたしまして、その反響を踏まえたものにつきまして、起草委員会かまたは専門部会のほうでもう一度ご検討いただいて、最終的には 12 月に総会を開催いたしまして、答申として決定していただくということになるかと思っております。

前田部会長 ありがとうございます。

それでは、予定より若干早いですが、閉じさせていただきます。次回以降、何とぞよろしく願いいたします。

午前 11 時 30 分閉会